

令和3年度予算要求基準

「令和3年度予算編成要領」を踏まえ、下記の経費ごとの要求基準を厳守し、諸事項に留意の上、要求すること。

第1 歳入に関する事項

1 県税等

(1) 今後の経済動向及び税制改正の動向等に十分注意し、適切に見積もること。

特に、個人県民税については、市町村と連携し、課税対象のより一層の的確な把握と課税の適正化に努めるとともに、催告の強化や早期滞納整理を実施し、収納率の向上を図ること。また、自動車税等については滞納整理に積極的に取り組むとともに、法人二税等の申告税目については、調査を徹底し、併せて適正申告を強力に促進すること。

(2) 平成28年熊本地震（以下「熊本地震」という。）、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）及び令和2年7月豪雨による災害（以下「豪雨災害」という。）の発生に起因する減収額及び減免額については、的確な把握に努めること。

2 地方交付税等

地方財政対策の動向等を踏まえ、適切に見積もること。さらに、全国知事会等と連携し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実や地方の財政需要の適切な積上げを国へ要請すること。

3 県債

(1) 県債の充実に当たっては、地方債制度に沿って適切に見積もることとし、充当率や交付税措率がより高い、有利な県債が活用できるように対応すること。特に、平成29年度に創設された「公共施設等適正管理推進事業債」（長寿命化事業、ユニバーサルデザイン化事業等）や、令和2年度に創設された「緊急浚渫推進事業債」の活用について十分に検討すること。

(2) 臨時財政対策債については、地方財政対策の動向等を踏まえ、適切に見積もること。

4 国庫支出金

(1) 国の予算編成の動向等を精査し、県施策との整合性を十分に見極め、費用対効果や県費負担との関連を勘案しながら、内容を十分調査・検討の上、効果的な受入れを図ることとし、特に過大見積り等がないよう留意すること。

(2) 県の超過負担が発生しているものについては、実態をよく把握し、国に対する働きかけを行うなど、従来以上にその解消に努めること。また、委託事業等に係る人件費所要額の確保には、特に留意すること。

5 使用料及び手数料

(1) 使用料は特定施設の利用行為の応益性に着目して徴するものであり、また手数料は特定の行政サービスに対する実費弁償的なものとして徴するものであることを踏まえ、受益者負担の適正化を推進する観点から、

- ①当該収入をもって執行する行政経費と収入との間に著しく均衡を失しているもの
 - ②現在の経済情勢に相応しないもの
 - ③類似のケースとの均衡が保たれていないもの
- 等については、積極的に改定を行うこと。

特に、3年間、料金改定を行っていない手数料は、原則として、見直しを行うこと。

- (2) 使用料及び手数料を課すべきにもかかわらず、徴収していない事務については、他団体の動向も的確に踏まえ、積極的に検討すること。

6 分担金及び負担金

関係法令等に基づき適正に見積もるとともに、県行財政の役割の再構築の観点から、事業の目的、効果等に応じた市町村及び受益者の負担の適正化を積極的に図ること。

7 財産収入

- (1) 未利用資産については、災害時における有効活用も踏まえつつ、中長期的な利活用の方向性を見定めた上で、原則として、売却あるいは有償貸付を行うこと。また、現在、公共の用に供している施設であっても、その施設のあり方を見直した上で、不要と考えられる財産については、戦略的な売却又は貸付ができるようファシリティマネジメントの徹底により収入確保につなげること。さらに、現在、無償貸付や減免を行っている物件については、有償化を見据えた検討を行うこと。
- (2) 貸付料の算定基礎の見直しや、事業用定期借地権制度の導入等、民間活力を活用した新たな有効活用策を検討すること。
- (3) 生産物売払収入、貸付料等については、適正な時価等を十分に考慮して算定を行い、収入の確保に努めること。

8 その他

(1) 特別会計の積極的な活用

特別会計については、その存在意義や適正な事業規模について検証した上で、事業の見直しにより生じた剰余金（繰越金）の一般会計での活用や、一般会計からの繰出金の縮小等を見直しを積極的に進めること。

(2) 基金の積極的な活用及び見える化

基金については、その存在意義を検証した上で、設置意義が薄れている基金は他の基金との統合又は廃止に努めるとともに、より弾力的な運用が求められる基金はそのあり方を抜本的に見直すこと。さらに、基金の趣旨に沿った積極的な活用を図ること。

なお、国の施策により造成した基金については、既存事業との整合性を図りつつ積極的に活用するとともに、必要に応じ、基金活用年限の延長や弾力的な運用等について国に要請すること。

他方、国は基金の適正な管理・運用と説明責任をより積極的に果たす観点から、「見える化」を推奨している。基金がどのように役立っているのか県民に理解いただけるよう各基金の趣旨や増減理由などを含め公表内容の充実に取り組むこと。

(3) 歳計現金、基金の確実かつ効率的運用

歳計現金、基金の運用については、「熊本県公金管理に関する方針」に基づき、公金の確実かつ効率的な運用を図ること。

(4) 出資金・貸付金の有効活用

県の出資に伴う株券や貸付金については、県が保有し続ける意義や貸付先の事業実績の検証を行い、その意義等が薄れているものについては、原則として、売却、引上げあるいは有効活用を図ること。

(5) 新たな歳入確保策に向けた取組み

① 企業版ふるさと納税制度を活用した地方創生に資する事業に積極的に取り組むこと。

② 県のような広報媒体を活用した広告収入の確保や、公の施設のネーミングライツ売却、新たな返礼品開発等によるふるさと納税での寄附受入れなどに積極的に取り組むこと。

さらに、上記以外にも、新たな歳入確保策について、これまで以上に主体的かつ積極的に取り組むこと。

③ 上記①及び②の取組みに対しては、一定の要件の下、確保した財源の概ね1/2を歳出の要求基準に上乗せした要求ができるものとしていること。

④ 県の出資団体等に対しても、積極的に新たな歳入確保策を導入するよう指導・助言を徹底すること。

(6) 収入未済額の整理促進

収入未済額については、県民負担の公平性の確保及び収入増を図る観点から、実効性・効率性のある整理対策を講じ、収入の確保を図ること。

第2 歳出に関する事項

1 義務的経費

(1) 人件費

現員数及び退職見込み数を基に、所要見込額で要求すること。

業務量の増大等に対しては、配置増員を前提とせず、通常業務の縮小・休廃止を図るとともに、人員の重点的配置、弾力的活用により対処することを原則としていることに留意すること。

(2) 扶助費

社会保障関係経費については、国の制度改正の動向等を的確に把握し、全国の情勢及び本県の事情を十分に考慮した上で、決算や支出の状況も勘案しながら、適切に積算し、所要見込額で要求すること。

(3) 公債費

総額抑制、単年度の負担軽減の両面から、そのあり方について見直しを行った上で、元利償還金を的確に把握し、所要見込額で要求すること。

2 一般行政経費

(1) 要求基準（4 優先枠に係る事業を除く。）

一般財源等ベースで令和2年度当初予算額等（令和2年6月補正及び9月補正で肉付け予算として計上した額に、6月又は9月補正予算で編成予定であった事業（財政課と協議が整っていた事業に限る）の予算を加えた額とする。以下、同じ。）の80%以内の額まで要求できるものとする。ただし、施設の基礎的な運営経費や民間団

体への委託費・補助金等の機械的な削減により、県民・事業者の活動に支障を及ぼすことがないように十分配慮する。

また、別途定める税交付金等、法定負担金については、所要見込額で要求できるものとする。

なお、一般財源等とは、一般財源、宝くじ収入、使用料・手数料、財産収入、県債、ふるさとくまもと応援寄附基金繰入金、長寿社会づくり事業交付金及び公営企業会計剰余金収入をいう。

(2) 個別留意事項

① 補助金等

行政と民間、国、県及び市町村等との間の適切な役割分担、県の関与のあり方等の観点から、制度改正等も踏まえ、必要性や水準・規模について見直しに取り組むこと。中でも、政令指定都市である熊本市との役割分担については、既存事業も含め精査を行うこと。

なお、見直しに当たっては、市町村、各関係団体等に対し、十分説明し、理解を得るよう努めること。

② 特別会計繰出金

法令上特に定めのあるもの及び繰出基準に定めるものを除き、一般会計からの繰出金に依存することなく、運営の合理化、経費の見直し等を行い、収支の均衡に努めること。

また、公営企業にあっては、出資金、貸付金、補助金及び負担金の各区分を明確にするとともに、法令等の繰出基準に基づき繰り出すものとする。

③ 消費税率の引上げに伴う影響について

施設管理、清掃、警備等委託やリース等の個別契約に基づく経費については、消費税法及び地方税法上の経過措置の適用等により、過年度において消費税の引上げ分を要求基準に加算していないもののうち、個別に積算を行うものに限り、別途要求基準に加算して要求できるものとする。

④ 熊本地震及び豪雨災害からの復旧・復興に係る他県からの派遣職員負担金について

熊本地震及び豪雨災害からの復旧・復興のために他都道府県から受け入れる地方自治法派遣職員に係る経費については、別途人事課の示す単価により計上すること。

3 投資的経費

県民生活の質の向上に資する社会資本整備の着実な推進を図るため、事業の必要性、緊急性、投資効果を十分に検証の上、コスト縮減を推進しながら、優先順位の厳しい選択を行った上で要求すること。

(1) 補助事業（4 優先枠に係る事業を除く。）

事業費ベースで令和2年度当初予算額等の90%以内の額まで要求できるものとする。

(2) 単独事業（4 優先枠に係る事業を除く。）

① 事業費ベースで令和2年度当初予算額等の80%以内の額まで要求できるものとする。ただし、維持系の事業（※）は、令和2年度当初予算額等の範囲内で要求できるものとする。

※維持系の事業は、以下のいずれかに該当するものとする。

- ・ 県管理既存施設の維持・修繕に係る事業
- ・ 県管理既存設備（システム等含む）の維持・修繕に係る事業
- ・ 県管理区域内の浚渫・掘削に係る事業

② 各部局が所管する県有施設の改修等に係る経費(学校施設等を除く。)については、事前に総務部が予算枠を配分し、土木部においては、原則として、その範囲内で改修等の緊急性や必要性に応じ実施箇所を整理の上、一括要求すること。

(3) 国直轄事業負担金

国の動向を踏まえ、所要見込額で要求できるものとする。なお、事業の内容、規模、工法等はもとより将来世代にわたる負担額が、本県にとって必要かつ適正な水準であるか十分検証し、説明できるようにした上で要求すること。

(4) 災害復旧事業

所要見込額で要求できるものとする。なお、復旧に当たっては、出来るだけ国の補助事業等を活用すること。

(5) その他

大規模事業（残事業費が5億円以上の継続事業）については、個別の路線・箇所ごとに、今後の重点化、進捗調整、廃止・休止を含めた事業のあり方について見直しを行うこと。

4 優先枠

(1) 熊本地震関連事業

熊本地震からの創造的復興に資する事業について、所要見込額で要求できるものとする。

なお、熊本広域大水害関連事業の取扱いについては、これに準ずるものとする。

(2) 感染症関連事業

感染症への対応に係る事業について、所要見込額で要求できるものとする。

(3) 豪雨災害関連事業

豪雨災害からの復旧・復興に資する事業について、所要見込額で要求できるものとする。

(4) (1)～(3)を最優先とする中においても喫緊の課題として取り組む必要がある事業

今後策定される県政運営の基本方針に沿って実施を想定している事業のうち、熊本地震からの創造的復興、感染症への対応及び豪雨災害からの復旧・復興を最優先とする中においても、喫緊の課題として取り組む必要がある事業に限り、所要見込額で要求できるものとする。

5 防災・減災・国土強靱化関連事業

国の制度が判明した後、別途所要見込額で要求することができるものとする。

6 単年度事業

令和3年度に限って財政需要が発生する事業については、事前に財政課と協議の上、協議が整った額で要求できるものとする。

7 その他

- (1) 適債性のある事業については漏れなく起債充当を行うこと。なお、その際、起債充当率や元利償還に対する交付税措置の有無等について、把握しておくこと。
- (2) 令和3年度以降分の前倒しとして令和2年度補正予算で計上した事業費については、予算要求基準額から前倒し分として除くこと。なお、対象事業は、今後財政課と協議すること。
- (3) 不適正な事務処理の再発を防止するため、緊急的な対応が必要な場合の措置として、各部局筆頭課において、予算要求基準額の範囲内で備品購入費の予備費的な要求ができるものとしていること。
- (4) 会計年度任用職員の配置要求については、従来から配置している職についても、任用の必要性等を十分整理のうえ、配置数の抑制に努めること。
新規（増員を含む。）要求については、報償費（謝金）、役務費や委託料による対応も含めて適正かつ効率的な執行体制を検討し、会計年度任用職員を配置しなければならない具体的理由や、業務見直しの状況、配置の具体的効果等を明らかにすること。
- (5) 特別会計のうち事務的経費については、令和2年度当初予算額等の80%以内の額まで要求できるものとする。
- (6) 債務負担行為の設定は、後年度の財政負担が義務付けられ、将来の財政運営を圧迫する要因となることから、設定に当たっては、中長期的視点に立ち、対象事業及びその限度額を十分精査した上で要求すること。
工事や委託等の債務負担行為については、設定年度に契約することが必要となること。また、債務負担行為の変更については、設定年度に限定され、年度を超えて変更する場合は、追加分に係る新たな設定が必要となるので、留意すること。
- (7) これまでの国の経済対策により造成等を行った基金については、国の通知等を踏まえ、景気浮揚・雇用創出の観点から有効に活用することを前提として十分にその内容や効果を精査した上で要求すること。
なお、基金活用事業に係る一般財源については、国の通知で一般財源の拠出が義務付けられているなど、真にやむを得ない場合のみとすること。